

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件の概況

1 不当労働行為事件取扱件数

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

平成26年における申立件数は10件で、前年より5件減少し、過去5年間（平成21年～25年）の平均9件と比べて1件増加した。

(単位：件)

区 分	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
前年からの繰越し		9	3	11	5	11
新規申立て		3	14	6	15	10
計		12	17	17	20	21

2 業種別申立件数

3 該当号別申立件数

最近5年間の労働組合法第7条各号別申立事件数は、次表のとおりである。

平成26年における申立号別の内訳を見ると、7条各号の単独号での申立ては1号の1件と2号の1件であり、他8件は複数号での申立てである。1号を含む申立てが9件（90%）、2号を含む申立てが7件（70%）、3号を含む申立てが6件（60%）、4号を含む申立てが2件（20%）となっている。

（平成26年12月31日現在）（単位：件）

区分	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
7条	1号該当	0	2	0	0	1
〃	2号	0	5	3	8	1
〃	3号	1	2	0	0	0
〃	4号	0	0	0	0	0
〃	1・2号	0	0	0	0	1
〃	1・3号	0	1	1	2	2
〃	1・4号	0	0	0	0	0
〃	2・3号	0	0	1	0	0
〃	2・4号	0	0	0	0	0
〃	3・4号	0	0	0	0	0
〃	1・2・3号	2	4	1	3	3
〃	1・2・4号	0	0	0	0	1
〃	1・3・4号	0	0	0	0	0
〃	2・3・4号	0	0	0	1	0
〃	1・2・3・4号	0	0	0	1	1
	計	3	14	6	15	10

注 追加申立て及び一部取下げを含む。

4 被申立人企業内の組合組織状況

最近5年間の申立事件に係る組合組織状況は、次表のとおりである。

（単位：件）

区分	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	組合が1だけのもの	1	9	5	10	7
	組合が2以上のもの	2	5	1	5	3
	計	3	14	6	15	10

5 申立人別申立件数

最近5年間の申立人別申立件数は、次表のとおりである。
平成26年は、申立人の全てが組合単独である。

(単位：件)

区分	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
組	合	3	13			

8 終結状況

(1) 事件終結状況

最近5年間の事件終結状況は、次表のとおりである。

平成26年においては、取下げ・和解による終結、命令・決定による終結ともに前年に比べ増加している。

(単位：件)

区分		年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
係属	前年からの繰越		9	3	11	5	11	
	新規申立て		3	14	6	15	10	
	計		12	17	17	20	21	
終結	取下げ・和解	取下げ	3	0	0	0	0	
		和 解	無関与	0	0	0	0	3
			関 与	1	2	5	5	10
		計		4	2	5	5	13
	状況	命令・決定	全部救済	0	1	1	2	3
一部救済			5	3	1	0	1	
棄 却			0	0	5	1	1	
却 下			0	0	0	1	0	
計		5	4	7	4	5		
合 計		9	6	12	9	18		
翌年への繰越し			3	11	5	11	3	

(2) 終結区分別平均所要日数

最近5年間の終結区分別平均所要日数は、次表のとおりである。

平成26年においては、平均所要日数が命令・決定事件は前年に比べ増加し、取下げ・和解事件は減少している。

(単位：日 (件))

区分	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
命令・決定		459(5)	373(4)	294(7)	244(4)	340(5)
取下げ・和解		294(3) [2277(4)]	154(2)	188(5)	197(5)	165(13)
総平均(計)		397(8) [1267(9)]	300(6)	250(12)	218(9)	213(18)

(注) 22年の〔 〕内は62(不)13号事件を含めた日数

(3) 終結区分別最長・最短所要日数

最近5年間の終結区分別最長・最短所要日数は、次表のとおりである。

(単位：日)

区分	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
命令・決定	最長	525	449	338	343	362
	最短	378	274	185	191	277
取下げ・和解	最長	385 (8224)	237	273	245	328
	最短	121	70	112	74	18

(注) 平成26年の命令・決定欄の362日は、25(不)9号事件であり、取下げ・和解欄の328日は、25(不)15号事件である(平成22年の()内は、62(不)13号事件である。)

(4) 命令・決定事件に関する確定及び不服状況

最近5年間の命令・決定事件について所定期間内に再審査申立てや行訴提起がなされた事件及び再審査申立て等が行われず確定した事件の状況は、次表のとおりである。

(平成26年12月31日現在) (単位：件)

区分	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
命令・決定		5	4	7	4	5
確定		0	1	4	0	0
再審査	労側申立て	3	0	1	2	0
	使側申立て	3	1	1	1	1
行訴	労側提起	2	1	1	0	1
	使側提起	1	2	0	1	3

(注) 確定、再審査、行訴の件数は、当該命令・決定が出された年に計上する。
平成22年の命令のうち、1件は労使双方再審査及び労側行訴提起、1件は労側再審査及び労使双方行訴提起。
平成23年の命令のうち、1件は労側行訴提起及び使側再審査申立て。
平成26年の命令のうち、1件は労使双方行訴提起、1件は労側行訴提起期間未経過。

9 審査の期間の目標及びその達成状況

(1) 審査の期間の目標

労働組合法第27条の18の規定に基づく審査の期間の目標及び目標の達成状況は次のとおりである。

平成26年の審査の期間（命令交付までの期間）の目標は、1年未満であった。

なお、平成27年における審査の期間の目標は、次のように定めた。

労組法第7条第2号単独事件 10か月未満

（審査に時間を要することが見込まれる事件は1年未満）

その他の事件 1年未満

(2) 目標の達成状況等

ア 終結区分別平均処理日数（最近5年間の終結区分別平均処理日数）

平成26年の終結事件の終結区分別平均処理日数を見ると、命令・決定によるものは340日（11月）、取下げ・和解によるものは165日（5月）で、総平均では213日（7月）となっている。

（単位：日（件））

年 区分	平成22年	平成23年		平成24年	平成25年	平成26年	平成22～ 26年平均	
	命令 ・決定	459(5)	22年以前の申立て 406(3)	23年申立て 274(1)	373(4)	294(7)	244(4)	340(5)
取下げ ・和解	294(3) 2277(4)	22年以前の申立て 0(0)	23年申立て 154(2)	154(2)	188(5)	197(5)	165(13)	188(28) 465(29)
総平均 (計)	397(8) 1267(9)	22年以前の申立て 406(3)	23年申立て 194(3)	300(6)	250(12)	218(9)	213(18)	260(53) 407(54)

（注）平成22年欄及び平成22～26年平均欄の下段の数値は、審査の期間の目標が設定される前に申し立てられた62（不）13号事件を含めた日数

イ 平成26年終結事件処理日数別事件数

平成26年の終結事件を処理日数別に見ると、全ての事件において、審査期間の目標であった1年未満に終結した。

（単位：件）

処理日数	事件数			構成比 (%)
	命令・決定	取下げ・和解	計	
6月未満	0	8	8	100
6月以上～1年未満	5	5	10	
1年以上～1年6月未満	0	0	0	0
1年6月以上～2年未満	0	0	0	
2年以上	0	0	0	
計	5	13	18	100